

段差解消機の型式適合認定チェックリスト（H31年1月25日以降）

（段差解消機（鉛直型、斜行型）：H12 建告 1413 号第 1 第九号）

別様式の仕様書に添付して使用ください。記入例；適合：○、不適合：×、適用外：－

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	頁		
1	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 129 条の 8 第 2 項	告示第 1414 号による強度検証法 及び告示第 1429 号による制御装置	主索或いは鎖でかごをつる駆動方式又は油圧駆動方式であること。 (これ以外の駆動方式の場合は、性能評価・大臣認定が必要である。)				
2	令第 129 条の 3 第 2 項	告示第 1413 号第 1 第九号	車いすに座ったまま使用するものであること。				
3			鉛直型段差解消機の場合	昇降行程が 4.0m 以下であること。			
4			定格速度が 15m/分以下であること。				
5			かご床面積が 2.25m ² 以下であること。				
6			令第 129 条の 7 第五号（昇降路内には以下のものを除き、突出物を設けないこと。）				
7			イ 政令の(1)又は告示第 1495 号第一号、第二号、第三号に定められた引っ掛かり防止装置が講じられたレールブラケット又は横架材				
8			ロ 令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第三号のただし書きの配管設備（光ケーブル等）				
9			ハ 係合装置その他のやむを得ないもので機能障害防止措置の講じられたもの				
10			告示第 1413 号第 1 第九号イ(1)（かごの構造）	かごの昇降操作をかご内で行うことができない 1 人乗りの場合	出入口以外の部分に高さ 65m 以上の丈夫な壁又は囲いを設置しているか。ただし、昇降路側壁等に挟まれるおそれがない部分では、床から高さ 7cm(出入口幅が 80cm 以下の場合では 6cm)以上のせき及び高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設置していてもよい。		
11				上記以外の段差解消機の場合	出入口以外の部分に高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いを設置しているか。ただし、昇降路側壁等に挟まれるおそれがない部分では、床から高さ 15cm 以上のせき及び高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設置していてもよい。		
12		告示第 1413 号第 1 第九号イ(2)（かごの出入口）	かごの出入口に、戸又は可動式手すり（遮断棒を含む）を設置していること。				
13		告示第 1413 号第 1 第九号イ(3)（表示・定員）	用途、積載量、最大定員、並びに、一人乗りの場合は、車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内に掲示していること。				
14			最大定員は、積載荷重を告示第 1415 号第五号に定める数値とし、車いす使用者 1 人当り 175kg、車いす使用者以外は、1 人当り 65kg として計算した定員であること。				
15		告示第 1413 号第 1 第九号ロ(1)（昇降路の構造）	次のいずれかによる。 高さ 1.8m 以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設置していること。 かご下に「カートガード」等を設置していること。又は強く挟まれた場合にかごを停止する装置。				
16							
17		告示第 1413 号第 1 第九号ロ(2)（出入口床先寸法）	かごの床先と乗場の床先との水平距離は 4cm 以下であること。				
18		告示第 1413 号第 1 第九号ロ(3)（釣合おもり付）	釣合おもり付きの場合、人や物に触れないよう壁又は囲いを設置のこと。				

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	頁
19		告示第 1413 号第 1 第九号口 (4) (障害物対応)	かご内の人又は物が挟まれ又は障害物に触れない構造とすること。		
20		告示第 1413 号第 1 第九号ハ (戸スイッチ)	かご及び昇降路の戸又は可動式の手すりが閉じているときのみ運転を可能とするスイッチを設けていること。		
21		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (1) (安全装置)	動力による折り畳み式の場	鍵でかごの開閉ができる装置を設けていること。	
22	合		開閉動作中のかごに人又は物が挟まった場合に開閉動作を停止する装置を設けていること。		
23			かご内に人がいるか又は物がある場合にかごを折畳めないようにしていること。		
24		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (2) (安全装置)	着脱式かごの場合、ごがレールに確実に取りつけられていない場合には、かごを昇降できない装置としていること。		
25		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (3) (安全装置)	住宅以外に設けられるものでは次のいずれかによる。	(管理者の付添いなしで使用する場合) 積載荷重を著しく超えた (概ね、積載荷重の 110%) ときに警報を鳴らしかごを昇降できなくする装置を設けていること。	
26				(管理者の付添いつきで使用する場合) 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けているか。	
27	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項	告示第 1414 号第 2 第一号 (かごを主索でつる段差解消機の荷重) (注; 油圧式の場合は項番 37 による。)	主要な支持部分等に作動する荷重算出のための係数を $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき式非常止めの場合)		
28		告示第 1414 号第 2 第二号イ、ロ (かごを主索でつる段差解消機の安全率)	かご枠、床版及び支持はりの安全率を、常時 ≥ 3.0 、安全装置作動時 ≥ 2.0 としていること。		
29		告示第 1414 号第 2 第二号ハ (段差解消機のガイドレールの安全率)	次のいずれかによる。	ガイドレールの安全率を、常時 ≥ 3.0 、安全装置作動時 ≥ 2.0 としていること。 建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあっては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の 1/1.5 倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。	
30	告示第 1414 号第 2 第三号 (かごを主索でつる段差解消機の主索) (注; 主索併用の油圧式を含む。)		主索をワイヤロープとし、主索直径 ≥ 8 mm ϕ 、綱車直径/主索直径 ≥ 30 であること。ただし、主索の綱車巻き掛け角度が 90 度以下の場合、綱車直径/主索直径 ≥ 20 であること。		
31			主索端部を鋼製リケットにパビット詰め、鋼製楔式リケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製リケットに樹脂固定としていること。		
32			主索の安全率が、設置時 ≥ 5.0 及び使用時 ≥ 4.0 並びに安全装置の作動時において、設置時 ≥ 3.2 (巻胴式又は油圧間接式では ≥ 2.5) 及び使用時 ≥ 2.5 であること。		
33			主索端部の安全率が、設置時 ≥ 4.0 及び使用時 ≥ 3.0 並びに安全装置の作動時において、設置時 ≥ 2.0 及び使用時 ≥ 2.0 であること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	頁
34		告示第 1414 号第 2 第三号 (かごを主索でつる段差解消機の主索)	主索の限界安全率が、設置時 ≥ 3.2 (巻胴式又は油圧間接式においては、 ≥ 2.5) 及び使用時 ≥ 2.5 であること。		
35		(注；主索併用の油圧式を含む。)	主索端部の限界安全率が、設置時及び使用時 ≥ 2.0 であること。		
36		告示第 1414 号第 3 第一号 (油圧式段差解消機の荷重)	油圧プランジャーの有効細長比が、250 以下であること。		
37		告示第 1414 号第 3 第一号 (油圧式段差解消機の荷重)	主要な支持部分 (シリンダーその他かごを支える部分、かご並びに圧力配管を含む) 等に作動する荷重算出の係数を $\alpha_1=1.3$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき式非常止めの場合)		
38		告示第 1414 号第 3 第二号 (油圧式段差解消機の安全率)	かご枠、床版、プランジャー、シリンダーその他かごを支える部分、圧力配管の安全率を、常時 ≥ 3.0 (脆性金属の場合は、 ≥ 5.0)、安全装置作動時 ≥ 2.0 (脆性金属の場合は、 ≥ 3.3) としていること。		
39		(注；ガイドレールは項番 29 による。)	油圧ゴムホースの安全率を、常時 ≥ 6.0 、安全装置作動時 ≥ 4.0 としていること。		
40		告示第 1414 号第 3 第三号 (鎖でつる油圧式段差解消機の安全率)	ローラーチェーンであること。		
41			鎖端部は 1 本ごとに鋼製止め金具で緊結していること。		
42			鎖及びその端部の安全率は、設置時 ≥ 5.0 及び使用時 ≥ 4.0 並びに安全装置の作動時において、設置時 ≥ 2.5 及び使用時 ≥ 2.5 であること。		
43			鎖及びその端部の限界安全率が、設置時及び使用時 ≥ 2.5 であること。		
44		告示第 1414 号第 4 (鎖でつる油圧式以外の段差解消機の強度検証法)	一 α_1 及び α_2 は第 2 第一号 (項番 27) と同じ。 二 安全率は第 2 第二号及び第 3 第三号 (項番 28、29、42) と同じ。 三 限界安全率は第 3 第三号と同じ (項番 43)。		
45		大臣認定を取得した駆動方式の場合における懸架の強度検証法	認定された範囲とおりの強度としていること。		
46	令第 129 条の 4 第 3 項	第一号 段差解消機のかご及び支持部分の材料	かご及び主要な支持部分で腐食又は腐朽のおそれのあるものは、適切な材料を用いるか、又は防腐のための措置を講じたものであること。		
47		第二号 摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分の構造	主要な支持部分に摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある場合は、2 以上の部分で構成し、夫々が独立してかごを支えることができるものであること。		
48		第三号 滑節構造接合部の地震等で外れない構造 告示第 1494 号	滑節構造とした接合部 (ガイドシュー等) は、地震等で外れるおそれのないものとして以下の構造であること。 一 昇降路に設けるガイドレールと接合され、ガイドシュー等が可動すること。		
49			二 主索で吊る段差解消機はガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものか、地震力でガイドレールが撓んだときガイドシュー等と接する部分が 10mm 以上あること。		
50			三 主索で吊る以外の段差解消機の接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれのない措置が講じられていること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	頁
51		第四号 滑車を使用し て索でかごを吊る場合 の外れ防止構造 告示第 1498 号	滑車を使用していすを吊る場合は、地震等で主索が 滑車から外れるおそれのないものとして以下の構造 であること。 一 滑車は索を滑車の溝にかけ、円滑に回転するもの であること。		
52			二 滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは 3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。		
53			三 索が滑車から外れないよう鉄製のロープガード を設けること		
54			四 ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部の うち、最も外側にあるものとの最短距離は索の直径 の 3/4 以下であり、その他のものとの最短距離は 17/20 以下であること。		
55			五 滑車の最も外側にある端部からの溝の深さが索 の直径以上である巻胴式のもの、同告示第三号、 四号（項番 53, 54）は適用しない。		
56	第五号 釣合おもりを 設けてかごを吊る構造 の場合の釣合おもりの 構造 告示第 1048 号	一 釣合おもりは枠及びおもり片より構成されてい ること。			
57		二イ、ロ 固定荷重及び地震力により、枠の断面に 生ずる短期の応力度を計算していること。			
58		二ハ 枠ごとの計算した応力度が令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期の許容応力度を超えないこ と。枠の鋼材として規格が定められた鋼材等を用い る場合には、当該材料の引張強さを 2.0 で除して求 めた数値を基準強度としていること。 （H26. 3. 31 付け国住指第 4444 号の技術的助言への 適合要）			
59		三 おもり片の脱落防止構造は、次のイ又はロとし ていること。 イ. 地震力でたて枠にたわみが生じて、おもり片が 脱落しない構造となっていること。 ロ. イの構造でない場合 たて枠のたわみ量を告示に示された地震力により計 算し、おもり片と接する部分のたわみ方向の長さが たわみ量よりも 10mm 以上長いものとする。たて 枠及び上下枠の連結は、特別な調査又は研究により 接合部の性能を確かめた場合を除き、ピン接合とし て計算すること。			
60	第六号 主要な支持部 分は、構造計算により 構造耐力上安全である ことが確かめられてい ること。 告示第 1047 号	一 主要な支持部分の各断面に生ずる応力度が、固 定荷重及び積載荷重並びに地震によって生ずる力を もとに計算されていること。			
61		二 上記の計算は同告示に示された式によって行 い、水平、鉛直の地震力は告示に示す数値により計 算を行うこと。			
62		三 計算された応力度が、令第 3 章第 8 節第 3 款の 規定による短期の許容応力度を超えないこと。規格 が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の 引張強さを安全装置作動時の安全率で除して求めた 数値を基準強度としていること。 （H26. 3. 31 付け国住指第 4444 号の技術的助言への 適合要）			
63	第七号 屋外に設置す る場合の構造 告示第 1414 号	第 5 風圧力に対して構造耐力上安全であること。			

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	頁	
64	令第 129 条の 5	告示第 1415 号第六号 (段差解消機の積載荷重)	積 載 荷 重は、次のいずれかであること。 (定格積載量と定員との関係は項番 13、14 による。)	イ 住戸内に設置し、かごの床面積が 1m ² 以下の場合、かごの床面積 1m ² あたり 1,800N とし、かつ 1300N 以上の数値とすること。		
				ロ かごの床面積が 2m ² 以下の場合 (イを除く) は 1800N とし、定格積載量は 180kg となる。ただし、車いす使用者と介助者等の同時利用が想定される場合は 240kg とし、計算する。		
				ハ かごの床面積が 2m ² を越え 2.25m ² 以下の場合、車いす使用者と介助者等が同時利用する法定積載荷重であり 2,400N とし、定格積載量は 240kg となる。		
65	令第 129 条の 8 第 1 項	告示第 703 号第一号	駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。			
66		告示第 703 号第二号	支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。			
67		告示第 703 号第三号	機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。			
68		告示第 703 号第四号	支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JISG5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。			
69		告示第 703 号第五号イ	ボルトは、座金の使用、ナットの 2 重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。			
70		告示第 703 号第五号ロ	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。			
71	令第 129 条の 8 第 2 項	告示第 1429 号第 1 第四号及び第 2 第三号 (段差解消機の制御装置)	かご内で動力を切ることができる装置を設けること。 (告示第 1423 号第 6 第七号によりかご内に設ける停止スイッチと兼用可。) かご上で駆動装置の電源を切ることができる装置は設けないものとするができる。			
72		告示第 1429 号第 1 第一号 (かごを主索でつる段差解消機の制御装置)	停止時における自然降下が発生しない構造及び乗込み時に、積載荷重の 1.25 倍の荷重が加わった場合でもかごの位置が著しく沈下しない構造とするか、又は床合せ補正装置を設けていること。			
73		告示第 1429 号第 2 (油圧式段差解消機の制御装置)	一 停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。ただし、常時下階側停止させておくものにあつては、本装置を省略することができる。			
74			二 圧力配管には、有効な圧力計を設けていること。			
75		大臣認定を取得した駆動方式の場合における制御装置	認定された範囲とおりの制御装置としていること。			

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	頁	
76	令第129条の10第1項、第2項	告示第1423号第6(段差解消機の制動装置)	一 動力が切れた場合にかごの降下を自動的に制止する装置を設置のこと。(油圧式における逆止弁を含む。)			
77			二 かごを支えるものが切断または破断しても、構造的にかごが落下しない場合を除き、かごの降下を自動的に制止するかまたは過速を制限する装置を設けること。			
78			五 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合において衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し制止する装置を設置すること。			
79			六 かごが昇降路の底部に衝突した場合でも、かご内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝器又は緩衝材を設置すること。			
80			七 乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止する装置を設置すること。			
81			告示第1423号第6第三号(油圧式段差解消機の制動装置)	イ 作動油圧力が異常に上昇したときに常用圧力の1.5倍を超えないようにするリリーフ弁を設置すること。		
82			告示第1423号第4第二号	ロ 動力が切れた場合に油圧ジャッキ内の油の逆流によるかごの降下を自動的に制止する装置。		
83	ハ (必要に応じ)油温を摂氏5度以上摂氏60度以下に保つ装置を設置すること。					
84	ニ プランジャーがシリンダーからの離脱を防止する装置を設けていること。					
85	ホ (押し続け運転方式以外では)電動機の空転防止装置を設置のこと。					
86	ヘ (かごに天井を設ける場合に)かご上運転をする場合において、頂部安全距離1.2メートル以上を確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に制御する装置を設けること。					
87	告示第1423号第6第四号(主索又は鎖併用の油圧式段差解消機の制動装置)	ロ 主索又は鎖が緩んだ場合に、動力を自動的に切る装置を設けること。				
88	告示第1423号第5第二号	ハ 主索又は鎖が伸びた場合に、プランジャーの行過ぎを防止する装置を設置すること。ただし、プランジャーの余裕ストロークにより安全上支障ないものは、この限りでない。				